

農作物栽培高度化施設の届出書 添付書類一覧表

◎ 必要添付書類

名	称	部 数
	農地異動(転用等)審査申込書	1
	農地法第43条第1項の規定による届出書	1
	営農に関する計画書	1
	届出地の登記事項証明書(全部事項証明書) (法務局の発行日から3カ月以内)	1
	付近見取図(住宅地図等の写し)	2
計画図	(配置図(平面図)) ● 施設の位置、配置状況及び標識の位置を記載 ※ コンクリート等で農地を覆う部分(施設の底面・作業用通路・環境制御装置の置場・その他農作物の栽培に必要不可欠な施設)を記入すること。	2
	(立面図) ● 施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面 ※ 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日 の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ0mに2時間以上日影を生じさせる範囲、敷地境界線、縮尺及び方位、施設の位置、施設からの水平距離5m及び10mの線を記入すること。	2
	支部長への情報提供に係る同意書	1
	委任状	1

◎ 個々に応じて必要な書類

名	称	部 数
	隣接農地 耕作者への通知書(現況が田、畑のみ)	1
	同意書(土地の所有者以外の者が栽培施設を建築・使用する場合)	1
	通行同意書(私有地を通行する場合)	1
	排水同意書(私設水路に排水する場合)	1
	届出者の住所の沿革(登記証明と現住所が異なる場合)	1

法人登記事項証明及び定款等(申請人が法人の場合)	1
規約の写し(法人格を有しない団体の用に供するため、その代表者又は全員が申請する場合)	1
農地法以外の法令の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることを証する書面(建築行為承認申請の写し等)	1
相続権者が未登記の場合(戸籍謄本等)	(※下記)
親権者、後見人等の権限をもって届出の場合(戸籍謄本等)	(一式)

◎ 相続登記未了の場合の必要書類(原則として相続登記が完了してから申請)

・遺産分割協議書がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割協議書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※ 	各1部
・遺産分割協議書がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人全員の同意書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※ 	各1部

※法務局が発行する法定相続情報一覧図で代用可

(標識の例)

<p>農作物栽培高度化施設</p> <p>下記施設は、農地法第43条第2項に規定する施設である。</p> <p style="text-align: right;">寝屋川市農業委員会</p>			
<input type="checkbox"/> 受理番号	寝屋川市農委第令 号	受理通知日	年 月 日
届出者氏名	。		
土地の所在・地番	。		
栽培面積	。		
栽培作物	ト		
備考	。		

- 1 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。
- 2 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

農作物栽培高度化施設（注意事項）

農作物の栽培の用に供する施設であって農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものに限られます。

〔施設の基準〕

- ① 専ら農作物の栽培の用に供されるものであること
- ② イ 周辺農地の日照に影響を及ぼす恐れがないもの
→棟高(※) 8 m以内であること、軒高6 m以内であること
※敷地の地盤面（概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、基礎の上部）から施設の棟までの高さ
→太陽光を透過しない素材で屋根・壁面を覆う施設である場合には、春秋分の真太陽時の午前8時から午後4時までの間に、周辺農地に概ね2時間以上日影を生じないこと
ロ 施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼさないこと
→施設の設置について放流先の管理者の同意があること
→周辺の農地に係る営農条件に著しい支障が生じないように必要な措置が講じられていること
- ③ 施設の設置に必要な行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込があること
- ④ 設置されている施設が農作物栽培高度化施設であることを明らかにするための標識の措置等が講じられていること
- ⑤ 借地に施設を設置する場合には、施設を設置することについて、土地の所有者の同意を得ていること

（附帯設備の取扱い）

高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場など附帯設備の用地は、高度化施設用地として取り扱うことはできません。